

令和2年度答申第43号
令和2年10月20日

諮問番号 令和2年度諮問第40号（令和2年9月9日諮問）
審査庁 厚生労働大臣
事件名 中小企業退職金共済法10条5項に基づく退職金減額認定処分に関する
件

答 申 書

審査請求人Xからの審査請求に関する上記審査庁の諮問に対し、次のとおり答申する。

結 論

本件審査請求は棄却すべきであるとの諮問に係る判断は、妥当とはいえない。

理 由

第1 事案の概要

本件は、P社（以下「本件会社」という。）が、中小企業退職金共済法（昭和34年法律第160号。以下「中退共法」という。）10条5項の規定に基づき、審査請求人X（以下「審査請求人」という。）の退職金を減額して支給することの認定申請（以下「本件申請」という。）をしたところ、厚生労働大臣（以下「処分庁」又は「審査庁」という。）が、本件申請を認定する処分（以下「本件認定処分」という。）をしたことから、審査請求人がこれを不服として審査請求をした事案である。

1 関係する法令の定め

- (1) 中退共法10条1項は、独立行政法人勤労者退職金共済機構（以下「機構」という。）は、被共済者（事業主が機構との間で締結した退職金共済契約（事業主が機構に掛金を納付することを約し、機構がその事業主の雇用する従業員の退職について退職金を支払うことを約する契約をいう。以下同じ。）

に基づき、機構がその者の退職について退職金を支給すべき者をいう。以下同じ。)が退職したときは、その者に退職金を支給すると規定し、同条5項は、被共済者がその責めに帰すべき事由により退職し、かつ、共済契約者(退職金共済契約の当事者である事業主をいう。以下同じ。)の申出があった場合において、「厚生労働省令で定める基準」に従い厚生労働大臣(処分庁)が相当であるとの認定(以下「退職金減額認定」という。)をしたときは、機構は、厚生労働省令で定めるところにより、退職金を減額して支給することができる」と規定している。

(2) 上記(1)の「厚生労働省令で定める基準」(以下「退職金減額の認定基準」という。)については、中小企業退職金共済法施行規則(昭和34年労働省令第23号。以下「中退共規則」という。)18条が次の各号のとおりとすると規定し、同条1号には「窃取、横領、傷害その他刑法法規に触れる行為により、当該企業に重大な損害を加え、その名誉若しくは信用を著しくき損し、又は職場規律を著しく乱したこと。」が掲げられている。

そして、中退共規則は、退職金減額の手続について、次のとおり規定している。

ア 共済契約者は、退職金減額認定を受けようとするときは、被共済者の退職事由が退職金減額の認定基準に該当するものであることを明らかにした退職金減額認定申請書を処分庁に提出しなければならない(21条1項)。

イ 共済契約者は、退職金減額の申出をするときは、退職金減額の理由となるべき退職事由、減すべき退職金の額等を記載した退職金減額申出書に退職金減額認定があったことを証する書類を添付して機構に提出しなければならない(20条1項)。

ウ 機構は、共済契約者が申し出た額によって、退職金の減額を行う。ただし、機構は、共済契約者が申し出た額による退職金の減額が被共済者にとって過酷であると認めるときは、減すべき額を変更することができる(19条1項、3項)。

2 事案の経緯

各項末尾掲記の資料によれば、本件の経緯は、以下のとおりである。

(1) 本件会社は、審査請求人は本件会社の就業規則7条1項3号(職務に関連して自己の利益を図り、または、他により不当に金品を借用し、もしくは贈与を受けるなど不正な行為を行わないこと)に違反し、同60条1項1号(故意または重過失により会社に損害を及ぼしたとき)及び8号(会社の承

認を得ず他の職務に従事したとき)に該当するとして、平成28年3月31日付けで、審査請求人を懲戒解雇に処すとし、これにより審査請求人は、退職した(以下、これを「本件退職」という。)

(解雇通知書、就業規則)

(2) 本件会社は、平成28年4月4日、中退共規則21条1項の規定に基づき、処分庁に対し、審査請求人については、本件退職が審査請求人の責めに帰すべき事由によるものであり、退職金を減額して支給することが相当である旨の認定申請(本件申請)をした。

(退職金減額認定申請書)

(3) 処分庁は、平成28年8月23日、本件会社に対し、審査請求人については、退職事由が中退共規則18条1号に該当し、その退職が審査請求人の責めに帰すべき事由によるものであり、退職金を減額して支給することが相当であると認定する処分(本件認定処分)をした。

(退職金減額認定申請書の認定欄)

(4) 本件会社は、平成28年8月30日、中退共規則20条1項の規定に基づき、機構に対し、本件被共済者の退職金の減額割合を100分の80とするとの申出をした。

(退職金減額申出書)

(5) 機構は、平成31年2月18日に審査請求人がした退職金請求に対し、上記(4)の申出を相当と認め、審査請求人の退職金を100分の80減額して支給することを決定し、その旨を同年3月20日、本件被共済者に通知した。

(退職金の支給について(ご通知))

(6) 審査請求人は、平成31年4月1日、審査庁に対し、本件認定処分を不服として本件審査請求をした。

(審査請求書)

(7) 審査庁は、令和2年9月9日、当審査会に対し、本件審査請求は棄却すべきであるとして本件諮問をした。

(諮問書、諮問説明書)

3 審査請求人の主張の要旨

(1) 平成28年6月2日付けの厚生労働省労働基準局勤労者生活課(処分庁)からの退職金減額認定申請にかかる照会について、否認していたにもかかわらず退職事由を鵜呑みにして勝手に認定されていた。

- (2) 本件会社の審査請求人に対する損害賠償請求の裁判において、退職事由について、請求の趣旨及び原因は認められず、和解が成立したことにより、本件会社が退職金を減額したいと申し出た内容（責めに帰すべき事由）はなくなった。
- (3) 会社とは別に副業したことは、法律で禁止されていない。厚生労働省も「働き方改革実行計画（平成29年3月28日働き方改革実現会議決定）」を踏まえ、副業・兼業の普及促進を図っている。私の行為は副業には当たらない、あるいは、会社も承認していた。
- (4) 以上の点から、本件認定処分を撤回しを求めるため、本件審査請求を提起した。

第2 諮問に係る審査庁の判断

処分庁は、審査請求人が不正に8000万円を超える金銭を受領しており、「窃取、横領、傷害その他刑罰法規に触れる行為により」「当該企業に重大な損害を加えた」と認められることから、退職金減額の認定基準を規定する中退共規則18条1号に該当することを理由に、審査請求人の前雇用主である本件会社に対し、平成28年8月23日付けで、退職金減額の認定処分（本件認定処分）を行った。

本件認定処分について、審査請求人は、①平成28年6月2日付けで行われた処分庁からの照会において否認していたこと、②退職事由について、本件会社と和解が成立したこと、③副業を行うことは法律に違反しないことを主張している。

①について、審査請求人は、平成28年6月2日付けで行われた処分庁からの照会に対して、懲戒解雇事由の一部を否認するものの、平成24年5月から平成28年1月まで本件会社の取引先から8000万円以上の金銭を受領していたことを認めている。

②について、本件会社が提起した不法行為に基づく損害賠償請求訴訟においては平成31年1月29日に訴訟上の和解が成立しているものの、その内容は審査請求人から本件会社への解決金支払義務があることを認めるものであり、懲戒解雇事由の不存在を確認したものではない。

③について、本件認定処分は審査請求人が不正に金銭を受領していたことを理由とするものであるが、会社の承認を得ず他の職務に従事していたことは懲戒の基準を定める就業規則60条8号に該当しており、審査請求人も平成28年6月7日に行われた処分庁による電話聴取においてその旨認めている。

よって、いずれも本件認定処分の妥当性を否定するものではなく、中退共法1

0条5項に規定する「被共済者がその責めに帰すべき事由により退職」したと認定して行った本件認定処分は妥当であり、審査請求人の請求には理由がない。

なお、審理員意見書も、以上と同旨の理由を述べた上で、本件審査請求は理由がないから棄却すべきであるとしている。

第3 当審査会の判断

当審査会は、令和2年9月9日、審査庁から諮問を受け、同年10月1日及び同月15日の計2回、調査審議をした。

また、審査庁から、令和2年9月25日、主張書面及び資料の提出を受け、審査請求人から、同月28日、主張書面の提出を受けた。

1 本件諮問に至るまでの一連の手続について

- (1) 一件記録によれば、本件では、本件審査請求の受付から本件諮問までに約1年3か月もの期間を要し、特に、審査請求人からの審査請求の補正書の提出（令和元年6月6日）から審理員の指名（同年10月11日）までに約4か月を要するとともに、審理員意見書の提出（同年12月10日）から本件諮問（令和2年9月9日）までに約9か月を要している。

行政不服審査法（平成26年法律第68号）は、簡易迅速な手続の下で国民の権利利益の救済を図ることを目的としている（1条1項参照）から、本件審査請求の受付から本件諮問までに上記のような長期間を要したことは、同法の目的にもとるものというほかない。審査請求事件の進行管理の仕方を改善するなど、迅速な手続を確保することについて、審査庁における真摯な対応が求められる。

- (2) 上記（1）で指摘した点以外では、一件記録によれば、本件諮問に至るまでの一連の手続に特段違法又は不当と認めるべき点はうかがわれない。

2 本件認定処分の適法性及び妥当性

- (1) 中退共法10条5項は、被共済者がその責めに帰すべき事由により退職し、かつ、共済契約者の申出があった場合において、「厚生労働省令で定める基準」に従い厚生労働大臣が相当であると認めるときは、機構は、厚生労働省令で定めるところにより、退職金の額を減額して支給することができる」と規定し、中退共規則18条1号から3号までにおいて上記の「厚生労働省令で定める基準」が掲げられている（上記第1の1）。

処分庁は、審査請求人の退職事由が中退共規則18条1号に該当するとして、本件認定処分をした。

- (2) 本件では、審査請求人が本件会社の複数の取引先から8000万円を超え

る金銭を受領したことは、審査請求人も認めている（退職金減額認定申請に係る照会について（平成28年6月2日付け）、退職金減額認定申請に係る「回答書」（同月5日付け）、電話聴取書（同月7日付け））。本件会社は、審査請求人の上記行為が本件会社の就業規則所定の懲戒の基準に該当するとして、審査請求人を懲戒解雇した（上記第1の2（1））。そこで、審査請求人がした上記の行為が、中退共規則18条1号に規定されている退職金減額の基準に該当するかについて検討する。

- (3) 処分庁は、「被共済者（注：審査請求人）の金銭の授受は正当なものと認められず、背任に該当するものと考えられる。そして、その金額も著しく高額である。」としている（退職金減額認定の調査内容について）。

当審査会が、審査庁に対し、中退共規則18条1号に規定されている退職金減額の基準にどのように該当すると判断したか照会したところ、審査庁の回答（令和2年9月16日付け事務連絡）は、以下のとおりであった。

ア 「窃取、横領、傷害その他刑罰法規に触れる行為」について

審査請求人は、取引先3社に対し、自らの取り分を乗せた金額を本件会社に請求させた上で、Q社名義で当該取引先に自らの取り分を請求し、8000万円を超える金銭を当該取引先から受領したところ、処分庁は、以下のとおり、審査請求人の当該行為が刑法（明治40年法律第45号）247条（背任）に該当するとし、「その他刑罰法規に触れる行為」に該当すると判断したと考える。

刑法247条は、（ア）他人のためにその事務を処理する者が、（イ）自己若しくは第三者の利益を図り又は本人に損害を与える目的で、（ウ）その任務に背く行為をし、（エ）本人に財産上の損害を加えたときに背任罪が成立するとしている。

（ア）について、懲戒委員会議事録及びその添付書類によると、審査請求人は、本件会社の食品事業本部販売部課長として、加工食品の購入等を行っていたものであり、「他人のためにその事務を処理する者」であるといえる。

（イ）について、懲戒委員会議事録及びその添付書類、顛末書並びに電話聴取書（平成28年6月2日付け）によると、審査請求人は、取引先から本件会社に請求させる際、自らの取り分相当額を上乗せして請求させており、その上で、Q社名義で当該取引先に請求を行い、審査請求人又は審査請求人の知人の口座に入金させた。この一連の行為により、審査請求人

は8000万円以上の現金を受領しており、上記行為は「自己の利益を図」る目的で行われたものといえる。

(ウ)について、上記行為は、本件会社の食品事業本部課長でありながら、取引先に対して、本来請求させるべきでない自らの取り分を乗せた金額を本件会社に請求させたものであり、「任務に背く行為」であるといえる。

(エ)について、上記行為により、本件会社は、本来支払う必要のない審査請求人の取り分相当額を取引先に支払うこととなっているのであり、審査請求人は本件会社に対して8000万円以上の「損害」を加えている。

これに対して、電話聴取書（平成28年6月7日付け）によると、審査請求人は、取引先から受け取った金銭は自身の個人事業Q社の売上であると主張している。しかしながら、懲戒委員会議事録及びその添付書類並びに退職金減額認定申請に係る書類（平成28年4月18日付け）中「(4)退職するまでの経緯に関する書類」として提出された「Xに関する件」（原文ママ）によると、Q社は登記もされていない架空の株式会社であって、取引先の一部も当該金銭について実質的には本件会社に対する売上割戻であると認識しており、当該金銭は審査請求人等の口座に入金されていた。これらのことから、処分庁は、当該金銭は本件会社に帰属すると判断したと考えている（なお、補正書（令和元年6月4日付け）添付資料の「第9回弁論準備手続調書（和解）」によると、本件会社は当該金銭についてA税務署に対して修正申告を行い、法人税等の加算税の賦課決定がなされている。）。

イ 「当該企業に重大な損害を加え、その名誉若しくは信用を著しくき損し、又は職場規律を著しく乱したこと」について

アに記載のとおり、審査請求人が取引先3社より受領した8000万円を超える金銭は、本来本件会社に帰属するものであることから、処分庁は、審査請求人が当該金銭に係る「重大な損害を加え」と判断したと考えている。

(4) 審査庁は、刑法247条の該当性の判断に当たって、上記(3)アのとおり、(ア)～(エ)の各要件について説明しているが、その判断の根拠とした資料は、いずれも本件会社が提出したもの又は本件会社による聴取の結果を記載した書面にすぎない。本件会社の提出した資料のうち、退職金減額認定申請に係る書類（平成28年4月18日付け）中の顛末書は、審査請求人の署名があるから、その記載内容は審査請求人の意思に基づくものと考えられるが、その後、

審査請求人は、電話聴取書（平成28年6月7日付け）において、取引先から受け取った金銭は自身の個人事業Q社の売上であるとして顛末書の記載内容を否認するに至り、審査請求書及び反論書においても一貫してその主張を維持している。

審査庁は、上記の審査請求人の主張に係る判断についても、本件会社の提出した資料及び本件会社による聴取の結果に基づき、背任の該当性を判断していると説明している。しかし、本件会社の提出した資料には、背任罪の構成要件の重要部分を根拠付ける事実関係について、伝聞による記載にとどまるものが含まれており、顛末書の記載内容の否認に係る審査請求人の主張を客観的な証拠に基づいて的確に排斥するに足りるものとまではいえない。そうすると、審査請求人の行為が刑法247条に規定されている背任に該当するものであることについて、処分庁が調査及び検討を尽くしたということとはできない。

また、審査庁は、上記（3）イのとおり、「重大な損害を加え」たとの判断に当たっても、審査請求人が受領した8000万円を超える金銭が本件会社に帰属することのみを挙げて説明しており、8000万円を超える金銭のうちどの部分が本件会社にとっての「損害」であるかについて検討を欠いているほか、当該金銭が本件会社にとって、「重大な」損害といえるか否かについても検討していない。

- (5) したがって、審査請求人の行為について、処分庁は検討を尽くさずに、中退共規則18条1号の基準に該当するとして本件認定処分を行ったというほかなく、これを是認する審査庁の判断は、妥当とはいえない。

なお、本件認定処分の後に、本件会社が審査請求人を被告として損害賠償請求訴訟を提起しており、和解に至るまで、本件会社と審査請求人が争点及び証拠を整理する手続を重ねたことがうかがわれる（第9回弁論準備手続調書（和解）、準備書面（1）（平成30年3月23日付け））。審査庁及び処分庁において、本答申を受け改めて判断する際には、上記訴訟におけるものを含め、審査関係人双方の主張を調査した上で検討することが望まれる。

また、本件審査請求は、本件認定処分から約2年7か月後に行われており（上記第1の2（3）及び（6））、行政不服審査法18条2項に規定されている審査請求期間である1年が経過しているが、これは、退職金減額に係る現行の制度では、処分庁によって共済契約者に対し、退職金減額認定処分が行われたことについて、直ちに被共済者に知らせる仕組みとはなっていないことに起因する（被共済者は、退職金減額認定処分後、共済契約者が機構に対し減額

の申出をし、機構が減額を行った際の通知によって、初めて減額認定処分があったことを知ることとなる。）。本件で、審査庁は、行政不服審査法18条2項の「正当な理由」があると認め、上記期間経過を救済しているが、退職金減額認定処分は、被共済者の退職金の減額の有無に係る処分であり、被共済者は処分の結果について密接な利害関係を有しているから、退職金減額認定処分について速やかに被共済者にも通知されるよう、処分庁において適切な仕組みを検討することが望まれる。そうすることは、簡易迅速かつ公正な手続の下で国民の権利利益の救済を図るという行政不服審査法の目的（1条1項）にも資すると考える。

3 まとめ

以上によれば、本件審査請求は理由がないから棄却すべきであるとの諮問に係る判断は、妥当とはいえない。

よって、結論記載のとおり答申する。

行政不服審査会 第3部会

委	員	戸	塚		誠
委	員	佐	脇	敦	子
委	員	中	原	茂	樹